

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月30日

【会社名】 住江織物株式会社

【英訳名】 Suminoe Textile Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼社長 吉川 一三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場三丁目11番20号

【縦覧に供する場所】 住江織物株式会社 東京支店
(東京都品川区西五反田二丁目30番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役会長兼社長吉川一三は、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社ならびに連結子会社および持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定し、当社ならびに連結子会社14社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社12社、持分法適用関連会社3社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価については、前連結会計年度の各事業拠点の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね8割に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、買掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成29年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は前事業年度の末日である平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正するために改善策を実施してまいりました。しかしながら、改善策策定の着手が平成28年11月15日となり、時間的な制約から、全ての改善策の整備が完了したとは言えず、また、その整備が当事業年度の末日間近となった統制については、運用が必ずしも十分ではなく事業年度の末日までに不備は是正できませんでした。

従って、財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、当社の全社的な内部統制の一部及び連結子会社(Suminoe Textile of America Corporation 以下「STA」という)の全社的な内部統制の一部と業務プロセス(主に棚卸資産に至るプロセス)に関する内部統制の不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、当社は上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は決算手続の中で特定し、適正に修正しております。

具体的な改善策として、当社の全社統制においては、コンプライアンス意識を醸成するための役員研修、幹部研修並びにグループ社員研修をはじめとする企業風土改革、重要な情報が漏れなく適時に改善されるよう定期的な報告様式の改善などの業績管理体制と子会社管理体制の見直し、内部監査機能の充実、ホットラインの周知等を行ないました。特にコンプライアンス意識の醸成のための施策は中長期的に継続し実施する方針です。

また、STAの全社的な内部統制においては、マネジメント体制を見直し、コンプライアンス研修を実施し、売上高や棚卸資産に至る業務プロセスについては、今回の不正の再発防止となる具体的な統制行為について再検討を行い新たな統制の整備を行う途上にあります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を充分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を実施し、内部統制を着実に整備・運用してまいります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。